令和８年（フ）第３７７１号
大阪市東淀川区西淡路５丁目10番６―415号
債務者　佐々木美子（旧姓木下）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８５号
大阪市東成区東今里３丁目４番８号　内外本社ビル　110号
債務者　今山幸二郎
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９１号
大阪府守口市佐太東町１丁目17番９―212号
債務者　沖山　昌子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３４号
大阪市城東区関目１丁目13番６―301号
債務者　大峯三千代
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９８号
大阪市淀川区西三国２丁目３番23号　松清荘８号
債務者　上村　　茂
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７３９号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目６番29―303号
債務者　瀬戸　　望
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６号
神戸市西区玉津町今津364番61　特別養護老人ホーム大慈智音園内、住民票上の住所神戸市西区秋葉台２丁目１番地の44
債務者　寺脇　正子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１４８号
兵庫県明石市大久保町大窪256番地の１　住野マンションＢ―６号
債務者　牧　　葉子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
兵庫県明石市大久保町大窪1390番地　サイカイ荘106号
債務者　原田　竜也
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市香寺町中屋149番地１　フレグランス香寺Ⅱ103号室
債務者　髙田　　梓
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３７８号
兵庫県姫路市青山西５丁目２番４―405号　県公営住宅姫路青山第三団地４棟
債務者　奥野　千恵
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３１号
兵庫県姫路市城見町６番地１　パティオ102号
債務者　片山　　悟
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５１号
山口県柳井市柳井1436番地２　県営住宅６棟103号
債務者　波戸　一美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第９３号
山口県下関市南部町21番４号　Ｓ．ｂａｕｈａｕｓ　402号
債務者　木村　国光（旧姓河野）
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第３４１号
愛媛県松山市美沢２丁目７番５号　マンション松本302号
債務者　三浦アヤ子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４４号
大分市大字皆春1059番地の１　エクセルコート皆春８
債務者　利根　　寛
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８３号
大分市日岡３丁目６番１―301号　クレスト日岡
債務者　長岡　大輝
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係